

議案 第 57 号 説明資料

令和7年11月28日

指定管理者の指定について

資料

大磯町立福祉センターの指定管理者候補者の選定結果	1～3
大磯町立福祉センター 指定管理者指定申請概要	4
大磯町立福祉センター 指定管理者候補者選定評価表	5

福祉課

大磯町立福祉センターの指定管理者候補者の選定結果

1 選定結果

(1) 候補者等

ア 候補者

社会福祉法人 大磯町社会福祉協議会（得点：430点／600点）

イ 次点候補者

該当なし

(2) 選定評価表

別添のとおり

2 選定方法等

(1) 選定基準

指定管理者候補者の選定に当たっては、審査基準に基づいて審査を行い、総合的に判断した。

(2) 選定主体

令和7年度第1回大磯町指定管理者候補者選定等委員会（令和7年10月21日開催）

委員氏名	役職等
鈴木 一男	副町長／委員長
植地 直子	町民福祉部長
宮代 秀一	大磯町区長連絡協議会
末田 千恵	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部 講師
菅原 康治	税理士
宮崎 晃子	神奈川県平塚保健福祉事務所 保健福祉部長

(3) 選定方法

令和7年度第1回大磯町指定管理者候補者選定等委員会において、書類、委員（税理士）による講評、プレゼンテーション及びヒアリングに基づき各委員が採点を行い、次に掲げる選定基準により指定管理者候補者を選定した。

第1基準	各委員の採点において、得点（最終）を配点の7割（=70点）以上とした委員が出席委員（議長を含む。）の過半数（例：6人出席⇒4人以上）であり、かつ、各委員の得点（最終）を合計した総得点が配点合計の7割（例：6人出席⇒420点）以上であること。
第2基準	第1基準を満たした申請者のうち、各委員の得点（最終）を合計した総得点が最も高いものを指定管理者候補者として選定する。

※ 第2基準において、総得点が同点の場合は、委員会規則第6条の規定により、出席委員（議長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

※ 申請者が1者の場合でもこの選定基準により選定する。

3 候補者の申請概要

(1) 管理運営全般

基本理念である「ささえあい、心のふれあう町づくり」にもとづき、福祉センターを町内に暮らす子どもから高齢者まで、全ての人々を対象に「地域共生社会づくりの拠点」にしたいと思います。

具体的には、次の目標を定めます。

ア 「福祉に関するボランティア活動の拠点」として、ボランティア従事者の資質向上のため、研修を行います。

イ 「福祉に関する学習・交流の拠点」として、小中学生を対象に福祉体験学習を開催し、行事をとおして世代を超えた交流の場づくりをしていきます。

ウ 「介護サービスと介護者を支える拠点」として、介護者の健康維持を図るため介護者の会の活動を支援していきます。

エ 「町民による介護予防の拠点」として、町民の自主的な介護予防の健康活動を支援していきます。また、大磯町で行っている介護予防事業を積極的にセンターで行うことで介護予防拠点としての定着を図ります。

オ 「総合相談の拠点」として、地域住民の総合相談の拠点として近年多様化・複雑化している日常生活の問題等、包括的に支援できる体制の構築を進めていきます。

カ 「地域課題を共に考える拠点」として、地域ごとの課題解決に向けて講演会、ディスカッションを通じて住民と共に考え、関係機関と連携して課題解決を図ります。

アからカに掲げた目標を実現するために「施設の点検整備」を行い、効率的・効果的な運営に努めます。また、「防犯管理の強化」を図り、さらにごみの減量化に努め「環境に配慮した管理運営」を図っていきます。

また、施設運営にあたっては、町と健全なパートナーシップを確立し、安全・快適な施設運営に努めます。

(2) 自主事業

ア 町民による介護予防の拠点

町内で自主的に健康活動をされている方々の拠点として、センター利用の周知を図るとともに、介護予防事業の一環としての利用促進を積極的に支援します。

イ 総合相談の拠点

地域住民の総合相談の拠点とします。

ウ 地域課題を住民と共に考える拠点

地域（福祉推進委員会）ごとの課題解決に向けて、講演会やグループディスカッションの場を設け、住民と共に考え、関係機関と連携し役割分担を図ります。

エ 災害発生時の拠点

福祉センターが大磯町地域防災計画上において指定避難所に位置付けられることから、行政からの要請に基づき、災害時における対応協力をします。

オ 住民の憩いの場としての拠点

第1・3土曜日に開館し、住民が交流できる場を作ります。

4 参考

(1) 対象施設

ア 名称・所在地

大磯町立福祉センター（神奈川県中郡大磯町大磯1352番地の1）

イ 設置目的

高齢者及び障がい者の在宅介護支援を通じ、福祉の増進と福祉活動の育成発展を図ることを目的に設置。

(2) 指定管理の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

(3) 募集・申請状況

ア 募集要項等の配布

令和7年9月1日（月）から令和7年9月30日（火）まで

イ 質問受付期間

令和7年9月1日（月）から令和7年9月12日（金）まで

ウ 質問回答期間

令和7年9月18日（木）から令和7年9月30日（火）まで

エ 申請書提出期間

令和7年9月25日（木）から令和7年9月30日（火）まで

オ 申請者（申請順）

・ 社会福祉法人 大磯町社会福祉協議会

（神奈川県中郡大磯町大磯1352番地の1）

大磯町立福祉センター 指定管理者指定申請概要

名称	社会福祉法人大磯町社会福祉協議会																																																																																																																				
代表者	会長 仲川 元秋																																																																																																																				
所在地	神奈川県中郡大磯町大磯1352番地の1 (単位：千円)																																																																																																																				
管理運営全般	<p>本会の基本理念は「ささえあい、心のふれあう町づくり」です。この理念にもとづき、福祉センターを町内に暮らす子どもから高齢者まで、全ての人々を対象に「地域共生社会づくりの拠点」にしたいと思います。</p> <p>具体的には、次の目標を定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「福祉に関するボランティア活動の拠点」として、ボランティア従事者の資質向上のため、研修を行います。 「福祉に関する学習・交流の拠点」として、小中学生を対象に福祉体験学習を開催し、行事をとおして世代を超えた交流の場づくりをしていきます。 「介護サービスと介護者を支える拠点」として、介護者の健康維持を図るために介護者の会の活動を支援していきます。 「市民による介護予防の拠点」として、市民の自主的な介護予防の健康活動を支援していきます。また、大磯町で行っている介護予防事業を積極的にセンターで行うことでの定着を図ります。 「総合相談の拠点」として、地域住民の総合相談の拠点として近年多様化・複雑化している日常生活の問題等、包括的に支援できる体制の構築を進めていきます。 「地域課題を共に考える拠点」として、地域ごとの課題解決に向けて講演会、ディスカッションを通じて住民と共に考え、関係機関と連携して課題解決を図ります。 <p>1から6に掲げた目標を実現するために「施設の点検整備」を行い、効率的・効果的な運営に努めます。また、「防犯管理の強化」を図り、さらにごみの減量化に努め「環境に配慮した管理運営」を図っていきます。</p> <p>また、施設運営にあたっては、町と健全なパートナーシップを確立し、安全・快適な施設運営に努めます。</p>																																																																																																																				
事業計画	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> <th>令和11年度</th> <th>令和12年度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">収入</td> <td>指定管理料</td> <td>9,992</td> <td>10,471</td> <td>10,973</td> <td>11,499</td> <td>12,052</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用料金</td> <td>22,636</td> <td>23,465</td> <td>24,332</td> <td>25,235</td> <td>26,173</td> <td>介護保険（通所介護）収入</td> </tr> <tr> <td>雑収入</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>32,631</td> <td>33,939</td> <td>35,308</td> <td>36,737</td> <td>38,228</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">収支計画</td> <td>人件費</td> <td>17,697</td> <td>18,316</td> <td>18,963</td> <td>19,633</td> <td>20,328</td> <td>正規職員1名、臨時職員8人</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">維持管理費</td> <td>人件費</td> <td>2,997</td> <td>3,148</td> <td>3,305</td> <td>3,470</td> <td>3,623</td> <td>施設長1人、受付業務事務臨時職員1人</td> </tr> <tr> <td>清掃設備費等</td> <td>4,700</td> <td>4,935</td> <td>5,182</td> <td>5,441</td> <td>5,713</td> <td>各種保守委託</td> </tr> <tr> <td>修繕費等</td> <td>800</td> <td>820</td> <td>841</td> <td>864</td> <td>907</td> <td>10万円以下の修繕等</td> </tr> <tr> <td>通信運搬費</td> <td>150</td> <td>158</td> <td>166</td> <td>174</td> <td>183</td> <td>電話代</td> </tr> <tr> <td>光熱水費</td> <td>1,300</td> <td>1,365</td> <td>1,434</td> <td>1,505</td> <td>1,581</td> <td>電気・水道代</td> </tr> <tr> <td>損害保険</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>45</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>3,684</td> <td>3,850</td> <td>4,024</td> <td>4,206</td> <td>4,398</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>1,258</td> <td>1,302</td> <td>1,348</td> <td>1,399</td> <td>1,450</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>32,631</td> <td>33,939</td> <td>35,308</td> <td>36,737</td> <td>38,228</td> <td></td> </tr> <tr> <td>収支差引</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 継続的に指定管理者となっていた実績があるので、今後も社会環境の変化に対応しながら事業を継続していただきたい。 ・ 時代のニーズ、変化に応じて、もう少し発展的、具体的な提案があればよい。今後の町の発展につながるような方向性が示されると更に良いと考える。 ・ 自主財源をしっかりと確保し、施設管理と利用者に対するサービスを向上させてもらいたい。今後に期待する。 ・ PR不足ではあるが、地域福祉のための事業に取り組んでいる。 ・ 資金ショートのないように財源確保対策を行ってもらいたい。 ・ 人員配置を適切なものにしていく必要がある。 	項目		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	備考	収入	指定管理料	9,992	10,471	10,973	11,499	12,052		利用料金	22,636	23,465	24,332	25,235	26,173	介護保険（通所介護）収入	雑収入	3	3	3	3	3		合計	32,631	33,939	35,308	36,737	38,228		収支計画	人件費	17,697	18,316	18,963	19,633	20,328	正規職員1名、臨時職員8人	維持管理費	人件費	2,997	3,148	3,305	3,470	3,623	施設長1人、受付業務事務臨時職員1人	清掃設備費等	4,700	4,935	5,182	5,441	5,713	各種保守委託	修繕費等	800	820	841	864	907	10万円以下の修繕等	通信運搬費	150	158	166	174	183	電話代	光熱水費	1,300	1,365	1,434	1,505	1,581	電気・水道代	損害保険	45	45	45	45	45		事業費	3,684	3,850	4,024	4,206	4,398		事務費	1,258	1,302	1,348	1,399	1,450		合計	32,631	33,939	35,308	36,737	38,228		収支差引	0	0	0	0	0	
項目		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	備考																																																																																																														
収入	指定管理料	9,992	10,471	10,973	11,499	12,052																																																																																																															
	利用料金	22,636	23,465	24,332	25,235	26,173	介護保険（通所介護）収入																																																																																																														
	雑収入	3	3	3	3	3																																																																																																															
	合計	32,631	33,939	35,308	36,737	38,228																																																																																																															
収支計画	人件費	17,697	18,316	18,963	19,633	20,328	正規職員1名、臨時職員8人																																																																																																														
	維持管理費	人件費	2,997	3,148	3,305	3,470	3,623	施設長1人、受付業務事務臨時職員1人																																																																																																													
		清掃設備費等	4,700	4,935	5,182	5,441	5,713	各種保守委託																																																																																																													
		修繕費等	800	820	841	864	907	10万円以下の修繕等																																																																																																													
		通信運搬費	150	158	166	174	183	電話代																																																																																																													
		光熱水費	1,300	1,365	1,434	1,505	1,581	電気・水道代																																																																																																													
	損害保険	45	45	45	45	45																																																																																																															
	事業費	3,684	3,850	4,024	4,206	4,398																																																																																																															
	事務費	1,258	1,302	1,348	1,399	1,450																																																																																																															
	合計	32,631	33,939	35,308	36,737	38,228																																																																																																															
収支差引	0	0	0	0	0																																																																																																																
自主事業	<p>主な委員会所見</p> <p>1. 町民による介護予防の拠点 町内で自主的に健康活動をされている方々の拠点として、センター利用の周知を図るとともに、介護予防事業の一環としての利用促進を積極的に支援します。</p> <p>2. 総合相談の拠点 地域住民の総合相談の拠点とします。</p> <p>3. 地域課題を住民と共に考える拠点 地域（福祉推進委員会）ごとの課題解決に向けて、講演会やグループディスカッションの場を設け、住民と共に考え、関係機関と連携し役割分担を図ります。</p> <p>4. 災害発生時の拠点 福祉センターが大磯町地域防災計画上において指定避難所に位置付けられていることから、行政からの要請に基づき、災害時における対応協力をします。</p> <p>5. 住民の憩いの場としての拠点 第1・3土曜日に開館し、住民が交流できる場を作ります。</p> <p>委員（税理士）講評</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主に純資産の状況から判断すると、財務状況としては問題ない。 ・ サービス活動収益のマイナス（赤字）を積立金を取り崩して補填している点は懸念点である。 																																																																																																																				

■ 大磯町立福祉センター 指定管理者候補者選定評価表

評価項目（共通）		(配点30点)		配点合計	社会福祉法人大磯町社会福祉協議会	
		配点			得点合計	得点平均
				/600点	/100点	
1 管理運営に関する事項		10	60	45	7.5	
(1) 施設維持管理について		5	30	23	3.8	
・ 維持管理についての基本的な考え方が適正か。						
・ 個別業務ごとの維持管理計画が適正か。						
(2) 施設管理運営について		5	30	22	3.7	
・ 収支計画が適切か。						
・ 効率的な運営が工夫されているか。						
・ 管理運営費が適正か。						
・ 当該施設の設置目的、趣旨及び管理運営の内容を理解しているか。						
・ 当該施設の管理運営に対する意欲及び熱意はあるか。						
・ 当該施設の機能を最大限発揮できるか。						
2 サービス・利用者への対応に関する事項		10	60	46	7.7	
・ サービス向上に取り組む姿勢があるか。						
・ 利用の平等性及び公平性が確保できるか。						
・ 利用者の意見及び要望を聴取し、把握する方法を備えているか。						
・ トラブル・苦情処理に適切に対応できるか。						
3 経営能力等に関する事項		10	60	42	7	
(1) 団体の能力について		5	30	20	3.3	
・ 法人等の財政状況の健全性及び安定性が確保されているか。						
・ 同様な施設の管理運営に関する十分な実績があるか。						
・ 適切な職員数を配置できる体制を備えているか。						
・ 業務に関して専門知識を有する職員が在籍しているか。						
(2) 管理体制について		5	30	22	3.7	
・ 職員の研修体制の内容が適切か。						
・ 日常の警備、事故防止及び防災に関する対策が適切か。						
・ 緊急時の連絡体制、役割分担等の決めが適切か。						
・ 情報公開及び個人情報保護に関する制度を理解しているか。						
評価項目（財政貢献）		(配点10点)	配点			
4 町財政への貢献に関する事項		10	60	46	7.7	
・ 指定管理料の縮減により、町財政への貢献が図られているか。						
評価項目（個別）		(配点50点)	配点			
5 大磯町立福祉センターに関する事項		50	300	211	35.2	
(1) 地域福祉の増進に繋がる自主事業を実施し、将来的にその効果が期待できるか。		10	60	42	7	
(2) 高齢者及び障がい者の在宅介護支援を通じ福祉の増進を図る提案がなされているか。		10	60	42	7	
(3) 事業計画の内容が、福祉活動の発展育成を図るための施設としての福祉センターの役割を適切に行えるものであるか。		10	60	44	7.3	
(4) 送迎や食事、入浴などのサービスの利用者への提供に当たって十分な配慮がされた提案がされているか。		5	30	25	4.2	
(5) 地域の関係団体との連携した事業を実施し、将来的にその効果が期待できるか。		5	30	22	3.7	
(6) 業務計画には最終年度に向けての継続的・発展的な計画が示されているか。		10	60	36	6	
評価項目（総合的所見）		(配点10点)	配点			
6 総合的所見		10	60	40	6.7	
(1) 総合的に見て魅力ある提案となっているか。						
合計		100	600	430	71.7	

第1基準	
①	得点を配点の7割(=70点)以上とした委員が出席委員(議長を含む。)の過半数 【◎過半数=4人以上】
②	各委員の得点を合計した総得点が配点合計の7割以上 【◎7割以上=420点以上】

第2基準	
第1基準を満たした申請者のうち、各委員の得点を合計した総得点が最も高いものを指定管理者候補者として選定	